

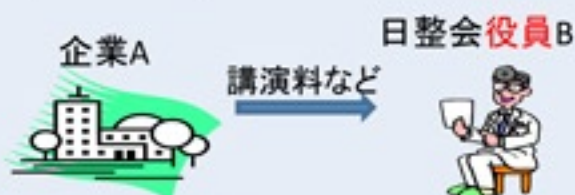
事例1



企業Aから日整会会員Bは講演料や交通費などで年間50万円以上を得た

臨床研究成果の学会発表・論文投稿に際して、企業Aが当該研究に関連する企業である場合はCOI状態を自己申告する必要がある

事例1'



企業Aから日整会役員Bは講演料や交通費などで年間50万円以上を得た

臨床研究の発表の有無などにかかわらず、日整会役員就任前にCOI状態をすべての企業について自己申告する

事例2



企業Aから日整会会員Bは報酬を得ていない

企業Aから日整会会員Bの配偶者、1親等内の親族、生計をともにする者が規定以上の報酬を得た

企業Aと当該臨床発表が関連する場合は、日整会会員BはCOI状態を自己申告する

事例3



企業Aが提供した寄附講座に日整会役員Cは所属している
日整会役員Cは役員就任前にCOI状態を自己申告する

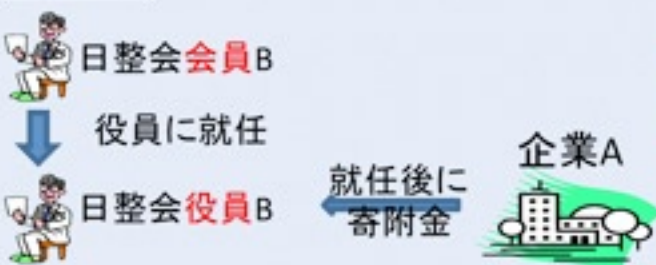
企業Aが提供した寄附講座に日整会会員Eは所属している
日整会会員Eは臨床研究発表時に、内容と企業Aが関連する場合はCOI状態を自己申告する

事例4



企業Aが日整会会員Cを研究担当者として病院Bに年間200万円以上の奨学寄付金を提供した
日整会会員C以外にも寄附金を使用している
当該臨床発表が企業Aと関連する場合は、日整会会員Cは臨床研究発表時にCOI状態を自己申告する

事例5



日整会会員Bは日整会役員Bに就任した
就任後に企業Aから年間200万円以上の寄附金を提供された
日整会役員Bは提供を受けた後、8週間以内に新たに発生したCOI状態を自己申告する